

## 平成 29 年度 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における平成 28 年度に締結した少額随意契約基準を超える契約状況は、表 1 のとおり、契約件数 3,320 件、契約金額 1,480 億円に対し、競争性のある契約は 1,723 件(51.9%)、704 億円(47.6%)となっている。

競争性のない随意契約について、平成 28 年度は、平成 27 年度と比較して件数、金額ともに増加している。件数の増加の要因は、特定の設備または技術等を有する者以外では実施できない案件や、設備等の保守で既存設備又は製品を製造した者以外では実施できない案件の増加であり、金額の増加の主要因は、ロケット打上げ輸送サービスの調達数の増加及び射点設備等について H3 ロケット対応に係る改修が要因であると考えられる。

表 1：平成 28 年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(35.1%) 1,155	(21.9%) 283	(34.5%) 1,144	(16.8%) 249	(△1.0%) △11	(△11.9%) △34
企画競争・公募	(20.7%) 681	(32.3%) 418	(17.4%) 579	(30.8%) 455	(△15.0%) △102	(8.9%) 37
競争性のある契約(小計)	(55.8%) 1,836	(54.1%) 701	(51.9%) 1,723	(47.6%) 704	(△6.2%) △113	(0.5%) 4
競争性のない随意契約	(44.2%) 1,452	(45.9%) 594	(48.1%) 1,597	(52.4%) 775	(10.0%) 145	(30.6%) 182
合計	(100%) 3,288	(100%) 1,295	(100%) 3,320	(100%) 1,480	(1.0%) 32	(14.3%) 185

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

- (2) 機構における平成 28 年度の一者応札・応募状況は、表 2 のとおり、契約件数は 1,015 件(60.7%)、契約金額は 239 億円(36.2%)である。

平成 28 年度については、平成 27 年度と比較して競争契約全体の件数、金額とも

に減少している中、件数については一者応札・応募の減少率が複数者応札・応募の減少率を上回っている。このことは、積極的な声掛けや入札公告件名の工夫などの改善取組の効果と考えられる。

競争契約に占める一者応札・応募の割合については、平成 27 年度から減少しているものの、引き続き削減の努力をしていく必要がある。

表 2：平成 28 年度の機構の一方応札・応募状況

(単位：億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2者以上	件数	696 (39.3%)	657 (39.3%)	△39 (△5.6%)
	金額	369 (55.6%)	420 (63.8%)	51 (13.7%)
1者以下	件数	1,077 (60.7%)	1,015 (60.7%)	△62 (△5.8%)
	金額	295 (44.4%)	239 (36.2%)	△56 (△19.0%)
合計	件数	1,773 (100%)	1,672 (100%)	△101 (△5.7%)
	金額	664 (100%)	659 (100%)	△5 (△0.8%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野及び取組内容

上記 1.の分析を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容について、下記のとおりとする。

### (1) 随意契約及び一者応札・応募に関する取組内容

機構における調達には、研究開発業務の特性に合わせた競争的手法を含め、真にやむを得ないものを除き、競争的手法による調達を行うこととし、それでも随意契約とせざるを得ない場合は、随意契約基準に基づき、適切に判断の上、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行う。

少額随意契約基準を超え随意契約によらざるを得ない調達については、引き続き平成 29 年度も、機構内に設置している契約審査委員会等において随意契約の適正性を審査するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会において事後点検を行う。

一者応札・応募削減については、下記の改善策を実施する。

- ① 電子入札の更なる活用
- ② 仕様書の内容の見直し
- ③ 入札参加要件の緩和

- ④ 競争参加者の積極的な発掘等
- ⑤ 十分な公告期間の確保
- ⑥ 十分な履行期間の確保
- ⑦ 入札公告情報の充実
- ⑧ 入札事務手続きの見直し
- ⑨ 入札に参加しやすい条件の設定

【評価指標：改善効果が削減数字として示されているか。】

(2) 物品・役務の合理的調達に関する取組内容

① 一括調達・単価契約の対象の拡大

- 各部門で個別に調達されている事務用品等について、一括調達の利用の可否を検討する。

【評価指標：対象範囲の拡大を検討】

② 共同調達の検討

- 共同調達によるメリットが得られる可能性のある案件について各機関に働きかけ具体的な検討を行う。

【評価指標：共同調達案件の導入可能性検討】

なお、より高い成果を生むプロジェクトの確実な実施のためには、企業等外部能力の最大限の活用及び適正な競争環境の構築が必要である。このため、調達の合理化に資する取組の一環として、新たな調達マネジメントプロセスによる調達を実施する。実施にあたっては特に次に重点を置いて取り組む。

- a. システムメーカ選定プロセスに役員等経営層が関与すること。
- b. プロジェクトの特徴に応じ、権利・義務、責任等の重要事項を個々の契約書に規定することにより契約相手方との認識共有を図ること。
- c. プロジェクト実施組織の行う調達マネジメントに対し調達部として支援すること。

3. 調達に関するガバナンス

(1) 随意契約に関する内部統制

少額随意契約基準を超える随意契約案件は、機構内に設置されている契約審査委員会等において、事前に随意契約基準との整合性について審査を受ける。ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

## (2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

- 契約事務の適正かつ効率的な実施ができるよう知見共有化の研修を行う。  
【評価指標：知見を共有化できるよう研修内容を統一化して実施すること】
- 研究費不正防止のため、以下の防止策を継続的に実施する。
  - 少額随意契約に係る伝票決裁時にチェックリストを活用し、不正防止の観点から効果的、効率的な確認ができるようにする。
  - 研究資金管理研修資料を作成し、機構内ホームページに掲載するとともに、適宜、研修を実施する。
  - 原則として伝票を発議した者以外による検収を実施する。【評価指標：定めた不正防止対策どおりに運用すること】

## (3) 内部監査等

評価・監査部による内部監査、及び監事による監査の一環として、調達の合理性について事後的な確認を行う。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（総務担当）を総括責任者とし、契約審査委員会を通じ調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者      理事（総務担当）

契約審査委員会

委員長                      執行役（契約審査担当）

委員長代理                総務部長

メンバー                   経営推進部長、施設部長、財務部長、新事業促進部長、安全・信頼性推進部長、チーフエンジニア室長 など

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己

評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募となっている契約、2か年度連続で一者応札・応募案件となっている契約について事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。